

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

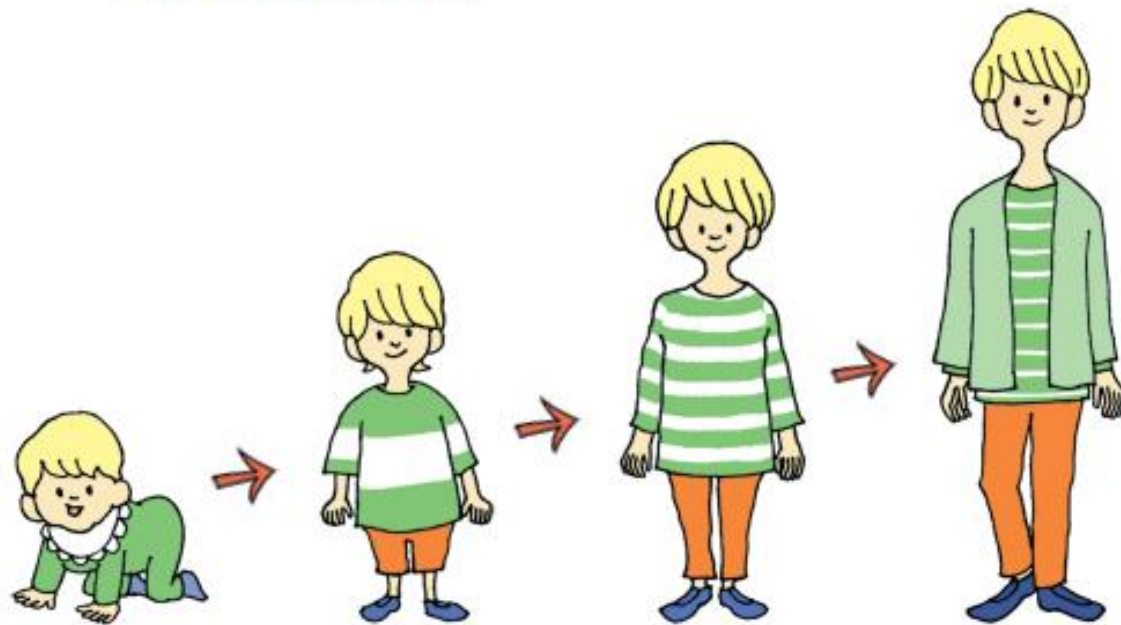
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

Q. 「こども」とは、 何歳までのことですか？

A

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



※こども基本法パンフレットより抜粋

こども家庭庁について

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、 こども未来戦略（加速化プラン）の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力
義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 （こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的に取組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもまんなか実行計画2024
は令和6年5月に決定。

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

次元の異なる少子化対策の実現に向けて、

- ・若い世代の所得を増やす、
- ・社会全体の構造・意識を変える、
- ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、

こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

こども・子育て支援加速化プラン

2030年代に入るまでを少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、**令和6～8年度の3年間の集中的な取組**（3.6兆円規模）をまとめたもの。

盛り込み

こども未来戦略

23年12月決定

こども未来戦略MAP



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

こども一人当たり子育て支援 (GDP比) は OECDトップ水準の約16%に
※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

こども・若者の意見反映の仕組みづくり

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

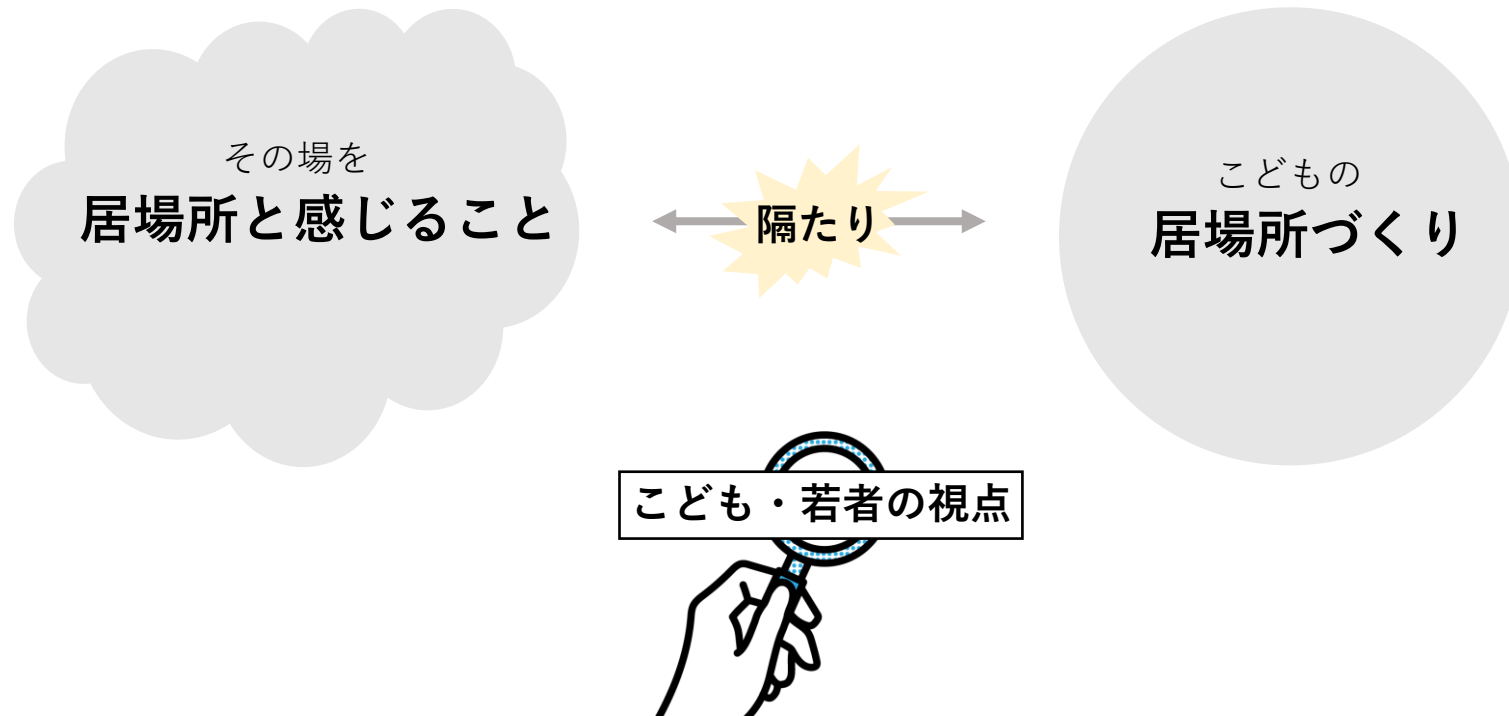


政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



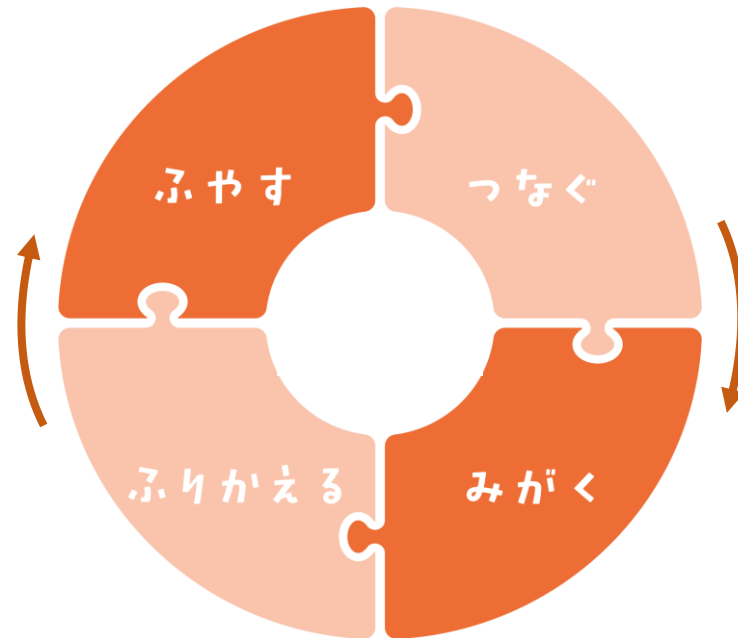
居場所づくりとは？



- ✓ こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要
- ✓ こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要**

～各視点に共通する事項について～

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点



1 こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

- こどもの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要

2 こどもの権利の擁護

- こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

3 官民の連携・協働

- 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりに関係する者の責務・役割等

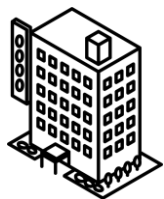
こどもの居場所づくりに**関係する全ての者**が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、**その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**



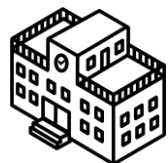
居場所づくりの担い手となる**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。



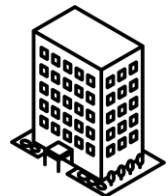
地域住民は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。



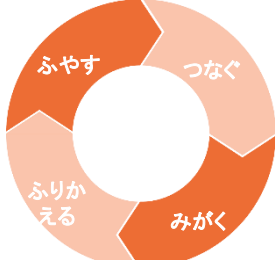
企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。



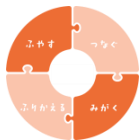
学校は、こどもの居場所としての福祉的役割を担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。



市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p>  <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「つなが」～こどもが居場所につながる ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>

居場所事例



【参考】地域の課題に向き合った高校生自身による居場所づくりの例 ～宮崎県立都城商業高校 共創ウェルビーイング部「のくにラボ」



高校生による「ナンバーレスプレイス」な居場所づくり活動。
地域の大人や大学生を巻き込んだ高校生主催の対話会を開き
企画を考案。経済格差から生じる「体験格差」を埋めるために、
地域の事業所や行政からの支援を受け、
こどもたちの参加費は無料に。こどももおとなもみんなが
同じフィールドで楽しめる居場所づくりを実践している。
(マイプロジェクト全国大会優秀賞受賞)



ファッションラボ×都城商業のくにproject シルクスクリーンワークショップ

みんなで窓をかざろう!

2024年5月4日(土) 10:00-12:00 / 13:00-15:00



対象
どなたでも

シルクスクリンで壁にもプリントできます!

動物たちにぴったりの色や形を、大きな窓にシルクスクリンでプリント。
みんなで「Mallmall動物園」をつくりましょう。

時間
10:00-12:00 / 13:00-15:00

会場
学生会にて受付

会場
都城商業

ファッションラボ (都城市立図書館2F)

都城市立図書館 電話: 0986-22-0239

対象
どなたでも

HP
http://mallmall.info/library.html

Instagram
@m_miyakonono

※体験予約は保護者の方の付き添いをお願いします。)

参加費
無料

●専用のインクを使用します。汚れてもいい作業しやすい服装でお越しください。

Instagram: @nokuni_tochu のくにラボ





【参考】現代版“寺子屋”でこども支援。学習支援・こども食堂・居場所づくり ～リアルてらこや（東京都羽村市）

小1～高3を対象に無料で、学習ができるみんなの居場所です。元教員や、塾講師、大学生がいます。子ども食堂もやっているのをお気軽にお越し下さい





【参考】「まだ学生だから」の空間から抜け出そう。 ～ハイラボ（秋田県五城目町）

ハイラボは、10歳から18歳のみなさんがデジタルテクノロジーを使って遊んだり、学んだり、色々なことを探求する場所です。ここでは、未来のたくさんの選択肢を広げることができます。



LEGO spike

プログラミング

LEGOを使ってプログラミングができます。PCで事前にプログラミングを行い、USBを挿してプログラミングを読み込ませることで動作します。スクラッチのようなビジュアルプログラミングでLEGOを制御することができます。



ipad

タブレット

ipadはイラストを描いたり、音楽をつくりたり、映像編集をしたりと色々な用途に使えるのが大人気です。apple pencilも全台に用意しています。



imac

PC

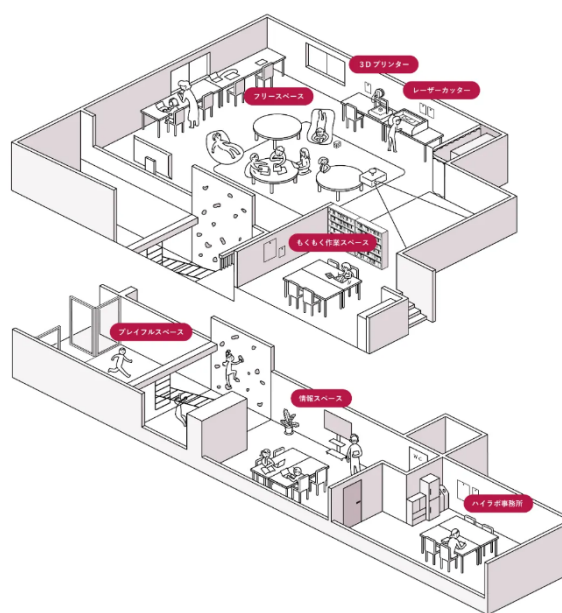
imac2021年モデルです。CPUがm1なので、素早い処理もスムーズに動きます。主に、音楽制作のギターバンドや周辺機器を利用している音楽制作に利用されます。



ノートPC (MSI)

PC

8コア16スレッドCPU「Core i7-11800H」、「 GeForce RTX 3050 Ti Laptop GPU」32GBメモリ、1TB SSDを搭載したPCです。初年度もインストールされています。



フリースペース

ハイラボの2階がプログラミングや作業のメインスペースです。yogiboやちゃぶ台もあり、自由にくつろぎながら作業ができます。3Dプリンターやレーザーカッターも設置されています。

もくもく作業スペース

本棚の奥は一人でもくもく作業するために適した空間になっています。イラストを書いたり、本を読みながら探究するのに最適な空間です。

情報スペース

保護者や初参加者向けの説明会を開催します。これまでつくった作品や動画なども展示します。

プレイフルスペース

ボルダリングや雲梯（うんてい）があり、プログラミングや仕事づくりに疲れたら自由に体を伸ばして遊ぶことができます。



ノートPC (レッツノート)



レーザーカッター

DIY機器



3Dプリンター

DIY機器



120インチ プロジェクター



ボルダリング (プレイフルスペース)





【参考】こどもも大人も、well-being。 ～manabo-de ユースセンター「まあぶる」 （岡山県真庭市）

manabo-deはだれもが生まれながらにして幸せであるべきだと考えます。
希望が持てない、社会にがっかりする、無力感を抱く…。
そんな子どもや若者に対し、私たちができることは何でしょう？
教育の概念を捉え直し、ゆるいネットワークの中で、自分らしく生きることを楽しむ。

- ・ ユースセンター「まあぶる」
- ・ 10代が経営する駄菓子屋
- ・ 高校生による小学生の学習支援「真庭学習会」など。



こどもまんなかアクション

「こどもまんなか応援サポーター」への参加ご案内（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

- 1 こどもまんなかの趣旨に賛同する。
- 2 サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。
- 3 ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、
こどもや若者にとってよいことは何かを考え、
自分ができるアクションを実践していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube)で発信する際にぜひ、**#こどもまんなかやってみた**をつけて発信ください。
こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

応援サポーターのみなさまとはさまざまな連携を行っています。

※こどもまんなかアクションに関する
こども家庭庁ウェブサイトはこちら



◆「こどもまんなかマーク」を
活用いただけます。
(詳細はHPへ)

◆好事例を、
庁のホームページや公式LINEを
活用してご紹介しています。

◆こどもまんなか月間や夏休み期間には
サポーターと連携した取組も行っています。

例：VIVISTOP博多
こどもたちのプロジェクト「究極の映画館をつくろう」
庁職員が試写会・模擬記者会見に参加



參考資料

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ことができるようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、旧3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

（令和5年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

（令和5年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの**貧困対策**(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等**への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティーを形成**していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども未来戦略の全体像

I. こども・子育て政策の基本的考え方

II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題

- (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
- (2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

2. 3つの基本理念

- (1) **若い世代の所得を増やす**
- (2) **社会全体の構造・意識を変える**
- (3) **全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策

- (1) **ライフステージを通じた**子育てに係る**経済的支援の強化**や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) **全てのこども・子育て世帯**を対象とする**支援の拡充**
- (3) **共働き・共育ての推進**
- (4) **こども・子育てにやさしい社会づくり**のための意識改革

2. 「加速化プラン」を支える**安定的な財源の確保**

3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント(1/3)

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月(2024年10月分から拡充)

- ✓所得制限を撤廃
- ✓高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	*多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

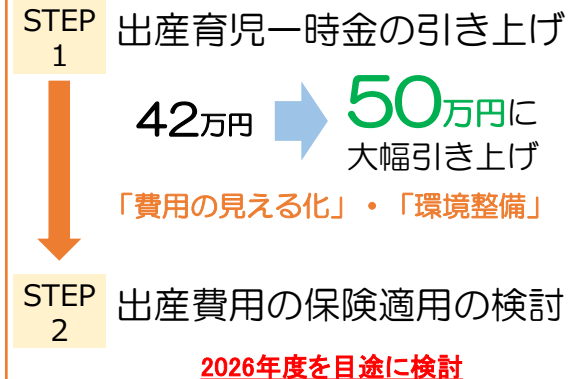
妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中(2025年度から制度化)

- ✓出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
 - ✓伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

- 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ

2024年2月から実施

※住宅の省エネ性能が高い場合等は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント(2/3)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所：量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善：(4・5歳児) 30対1→25対1 (1歳児) 6対1→5対1 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)
- ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃 2024年度から実施

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント(3/3)

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年） ※2022年度：17.13%

→ 男性育休を当たり前

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 **2025年度から実施**
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化 **2024年1月から実施**
 - 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**支給の助成拡充
- ✓ 出生後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため**給付率を手取り10割相当に** **2025年度から実施**

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
 - 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置 **令和6年5月31日から1年6月以内に政令で定める日から実施**
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 **2025年度から実施**
 - 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 **2026年10月から実施**